新型コロナウイルス感染拡大に伴う 定期乗車券・普通回数乗車券の取扱いについて

1月7日1都3県への緊急事態宣言の再発出に伴い、定期券・回数券のご利用を見合わせるお客さまに対しては、以下のとおり払いもどしをいたしますので、大船駅定期券窓口(営業時間7時~21時30分)へお申し出ください(回数券は湘南江の島駅でもお取り扱いいたします)。

この取扱いによる払い戻しは緊急事態宣言解除の翌日から起算して1年以内に駅窓口でお受け下さい。 ご不明な点は駅係員にお尋ねください。

1.「定期乗車券」の取り扱い

2021年1月7日に政府から1都3県を対象とした特措法に基づく緊急事態宣言が再発出されたことに伴い、以下(1)に掲げる条件を満たす定期乗車券を払い戻しされるお客さまについては、2021年1月8日以降当該定期乗車券を使用していない場合、特例により以下(2)に掲げるうち該当する日に払い戻しのお申し出をされたものとみなして、1カ月単位で計算した額(当該定期券の使用開始後7日以内の場合は、ご利用日数分の往復運賃を差し引いた額)を払い戻し(所定の手数料がかかります)いたします。ただし、2021年1月8日以降に当該定期乗車券を使用した場合は、その最終使用日に払い戻しのお申し出をされたものとみなして取り扱います。

(1)対象となる定期乗車券の条件

条件1:2021年1月7日までに購入したものであること

条件2:緊急事態措置期間(2021年1月8日から緊急事態措置を行う期間の最終日まで)の 全部又は一部期間をその有効期間に含むこと

- (2)定期券の払い戻しのお申し出をしたものとみなす日
 - ① 2 0 2 1 年 1 月 7 日までに有効開始となる定期乗車券の場合 2 0 2 1 年 1 月 7 日
 - ※ただし、2021年1月8日以降の日に当該定期乗車券を使用した場合は、その最終使用 日とします。
 - ②2021年1月8日以降に有効開始となる定期乗車券の場合
 - (1)定期乗車券が未使用の場合当該定期乗車券の有効開始日の前日
 - (2) 定期乗車券をすでに使用した場合 当該定期乗車券の最終使用日
- ★払い戻しをお受けになるまでの間、当該定期券はご使用ならないようご注意下さい。

定期券の払い戻し額の計算方法

払い戻し額=定期運賃(券面の金額)ー使用済み月数に相当する定期運賃ー手数料220円

【使用済み月数に相当する定期運賃】

使用済み月数に相当する定期運賃は、お手持ちの定期券の区間のそれぞれ 1 ヵ月または 3 ヵ月の定期運賃を組み合わせて算出します。

1ヵ月未満の日数は、1ヵ月使用したものとして計算します。

使用した月数	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月
算出に使用				1ヵ月	1 ヵ月×2
する月数の	1ヵ月	1ヵ月×2	3 ヵ月	+	+
組み合わせ				3 ヵ月	3ヵ月

[※]有効開始日から、ご利用日数7日以内の定期乗車券は計算方法が異なります。

2. 「普通回数乗車券」の取扱い

普通回数乗車券(通学用割引普通回数乗車券を含みます)を払いもどしされるお客さまについては、 旅客営業規則に定める所定の計算方法により算出した額を払いもどし(所定の手数料がかかります) いたします。このとき、<u>当該普通回数乗車券の有効期間を経過した場合であっても、特例により20</u> 21年1月7日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして払いもどしをいたします。

普通回数乗車券の払い戻し額の計算方法

払い戻し額=回数券運賃ー使用済枚数分の当該区間の普通旅客運賃ー手数料220円